

案内
地球温暖化防止に向けた、省エネルギーの取組として、夏季の軽装勤務および適正冷房を実施します。ご理解・ご協力をお願いします。

▼実施期間 6月1日(火)～9月30日(木)〔5月と10月は移行期間〕

▼取組内容
【職員の軽装勤務】
上着を着用せずノーネクタイ
【適正冷房】
市の公共施設内の執務室、会議室などにおいて、新型コロナウイルス

計画
令和2年11月に策定した「市公共施設再配置方針」に基づき、個別施設の再配置のための実行計画として「市公共施設再配置計画」を策定しました。この計画は、令和3～11年度の9年間で実行予定の施設の長寿命化や複合化などの再配置対策、実施時期、想定事業費を示しています。

▼閲覧方法
市ホームページや市役所3階情報公開コーナー、各市立公民館で閲覧できます。

「夏のエコスタイル」を実施
ルス感染症対策としての定期的な換気などを実践した上で、午前8時～午後5時の間、約28℃を超えない範囲での適正冷房を実施

▼閲覧方法
市ホームページや市役所3階情報公開コーナー、各市立公民館で閲覧できます。

▲ホームページはこちら



問(市)総務課 人事係

問(市)総務課 文書・統計係

●情報公開(件)

請求件数	請求公文書	公開の状況					審査請求
		全部公開	部分公開	非公開	存否応答拒否	不存在	
8	12	1	4	3	-	4	-

●個人情報開示(件)

請求件数	請求公文書	開示の状況					審査請求
		全部開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不存在	
55	66	13	51	-	1	1	1

令和2年度における情報公開・個人情報開示の実施状況についてお知らせします。公開・開示請求のあった公文書の件数や処理状況は次のとおりです。

情報公開

令和2年度情報公開・個人情報開示実績

もしも災害が起こったら・・・
大規模災害時のごみの出し方について

問 環境課(清掃センター) ☎83-2608

地震や台風など、大規模な自然災害が起こると大量のごみが発生します。災害ごみを早く処理することは早期の復旧・復興につながります。災害ごみを出す際は、ごみの分別にご協力をお願いします。



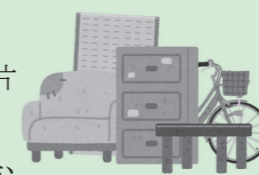
写真:災害廃棄物対策フォトチャンネル

災害時のごみの出し方

災害ごみと生活ごみ(避難所ごみ)は同じ場所に出せません。指定された集積場所に分別して出してください。

災害ごみ

被災した建物内の片付けで発生するごみ
例:破損した家具、家電製品、畳、割れた食器など



生活ごみ(避難所ごみ)

家庭や避難所で発生する生活ごみ
例:可燃ごみ、ペットボトル、使用済みの携帯トイレ(別途回収)など



●集積場所

市が指定した仮置場
・分別方法の詳細や仮置場は、災害後に市ホームページやSNSなどでお知らせします。

●集積場所

▼生活ごみ: 普段の分別方法でごみステーション
・収集ルートや収集開始日は、災害後に市ホームページやSNSなどでお知らせします。
▼避難所ごみ: 各避難所で決められた場所
・分別方法は避難所でお知らせします。

気を付けること

ごみを道路に出さない

救急車両などの通行やごみ収集に支障が出ますので、できるだけ自宅(敷地)に収めましょう。

必ず指定場所へ搬入

積み上がったごみが崩れ、事故が起こる危険がありますので、指定場所に搬入しましょう。

ゴミ出しルールの厳守

多くのごみをスムーズに処理し、早期復旧できるようにゴミ出しルールを厳守しましょう。

日ごろからの備え

災害時に災害ごみを迅速に処理するために、次の備えをお願いします。

・不用品の整理

不要になったものを捨てることで、災害時に出るごみが少なくなります。日ごろから整理整頓をお願いします。

・家具の固定

家具や電化製品を転倒防止器具などで固定することで、転倒による破損などを防止することができます。

・簡易トイレの用意

災害時に上下水道の損壊が生じると、トイレが使用できなくなります。災害時に備え、非常用携帯トイレを用意しておきましょう。

災害時のごみの出し方のチラシを市ホームページに掲載しています。詳しい分別や回収方法については、ごみカレンダーなどでお知らせします。



▲ホームページはこちら

お気軽にご相談下さい!

自動車保険・火災保険・傷害保険
・賠償責任(PL/施設)保険
・自賠責保険などの損害保険

三井住友海上火災保険(株)
損害保険ジャパン(株) 代理店

家族・企業のリスク防衛に献身する

株式会社 永尾保険事務所

TEL:0794-82-3901 FAX:0794-82-8381
〒673-0404 三木市大村897

広告